

山梨県畜産協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山梨県畜産協会の定款第25条の規定に基づき、理事及び監事に対する報酬を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第19条1項に定める理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務先とし、かつ、週3日以上法人の業務に従事する役員をいう
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与その他職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬及び通勤手当)

第3条 役員の報酬は、常勤役員にあっては、報酬月額及び賞与手当、非常勤役員については、非常勤役員手当として支給することができる。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤役員については、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給することができる。

(報酬の支給基準)

第4条 役員の年間報酬額は、200万円を超えないものとする。

- 2 報酬額は、総会の決議による。

(報酬の支払方法)

第5条 役員の報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員及び非常勤役員の報酬（賞与を除く）の支給日は、月末締め翌月16日に支給する。

(費用)

第7条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

但し、第4条第2項については、総会の決議による。

(細則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。